

政令第 号

原子力規制委員会設置法の一部の施行期日を定める政令

内閣は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

原子力規制委員会設置法附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、平成二十五年七月八日とする。

理由

原子力規制委員会設置法の一部の施行期日を定める必要があるからである。